

政策評価に関する有識者会議（第34回）	資料4
令和8年3月24日	

政策評価制度の見直しに係る次期基本計画での対応の方向性について

厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付
政策立案・評価担当参事官室

政策評価制度の見直しの経緯①

総務省政策評価審議会答申（令和4年12月21日）
「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の実現のための具体的方策」
～政策評価をより政策の見直し・改善に反映させるために～

【今回の見直しが目指す我が国の行政の将来像】

機動的かつ柔軟に政策の見直し・改善が行われ、社会経済の変化に対応できる行政の実現

【見直しの方向性】

①効果検証の取組の推進

「有効性」の観点を重視し、政策の効果検証にこれまで以上に積極的に取り組む。

②政策の特性に応じた効果検証が可能となる評価枠組みの導入

今後は画一的・統一的な評価方法ではなく、政策の個別性・多様性を重視した制度運用に転換する。

【具体的方策（上記②関連部分）】

- 政策評価を立案過程から切り離された作業とせず、見直し・改善に役に立つものとするためには、企画立案と評価の単位は一致していることが望ましく、立案過程で実際に行われている分析や検討をそのまま政策評価と位置付け、その内容を充実させることは、効果的かつ効率的な方法として推奨されるべきである。
- 政策の特性に応じた評価を行いやすくなるよう、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」等における各行政機関共通の画一的・統一的な評価手法に関する記述を改めるなど、制度運用を柔軟化すること
- 企画立案プロセスの中で行われている実質的な評価作業を、政策評価法上の政策評価として活用することを推進するため、「政策評価に関する基本方針」等から体系的・網羅的な評価を求める記述を削除することなどにより、各府省における政策の見直し・改善に係る諸活動の自由度を高めること
- 企画立案時に行った評価結果が記載された審議会答申、白書、計画のフォローアップ、加えて予算編成プロセスで活用される行政事業レビューシート等をそのままの形で評価書として活用することを推奨する旨を「政策評価の実施に関するガイドライン」等で明記するなど、現実の企画立案の単位をそのまま評価として活用しやすい環境を整えること。

政策評価制度の見直しの経緯②

政策評価に関する基本方針の一部変更（令和5年3月28日）
政策評価の実施に関するガイドラインの一部改正（令和5年3月31日）

【基本的考え方】

- 複雑困難な課題に対応するためには、機動的かつ柔軟な政策展開が有効であり、そのために政策評価の機能を発揮していく。
- 政策評価の機能を最大限活用した新たな挑戦や前向きな軌道修正を積極的に行うことが、行政の無謬性にとらわれない望ましい行動として高く評価されることを目指す。
- 各府省は、次期基本計画期間を試行的取組の期間と位置付け、政策の特性に応じた評価を試行

【主な内容】

1 政策効果の把握・分析機能の強化

- 有効性の観点からの評価を一層重視し、政策効果の把握・分析機能を強化。そのため、画一的・統一的な制度運用を転換し、政策の特性に応じた評価が可能となるよう評価方式等を見直し

2 意思決定過程での活用

- 政策評価や行政事業レビュー等の評価関連情報を集約することで、評価書等の質的充実を図り、意思決定過程における活用を推進

※改正後の「政策評価の実施に関するガイドライン」（一部抜粋）

- ・基本方針に基づき、各行政機関において、試行的取組の期間等に新たな政策評価の手法の導入や意思決定過程における活用方法等の試行的な取組を行うに当たっては、目標管理型の政策評価の実施に関するガイドラインに定められた考え方、内容等に限らず、評価の目的や評価の対象とする政策等を踏まえた方式を模索していくこととする。
- ・企画立案時に行った評価結果が記載された審議会答申、白書、計画のフォローアップ、予算編成プロセスで活用される行政事業レビューシート…（略）…等の評価関連作業についても、意思決定に有益な情報を提供するものであり、これら評価関連作業から得られる情報が、政策評価結果と内容が重複していたり、評価に活用できたりするものであることも考えられる。有効性の観点からの評価を充実させ、意思決定に有益な情報を得られる評価の実施に注力する上で、評価関連作業や政策評価から得られる情報の活用の在り方を整理し、効率的に評価を実施していくことも必要である。そのため、重複しているものや活用できるものがある場合には、評価関連作業において作成したものを評価書として代替又は活用することを推奨する。

次期基本計画（令和9年度～）での対応の方向性（案）①

基本的な考え方

○より有効性の評価の重視、政策効果の把握・分析機能の強化という「政策評価に関する基本方針」改正等の趣旨を踏まえ、新たな基本計画期間（令和9年度～）において、厚生労働省の政策の特性を勘案しつつ、適切な評価方式を選択・採用する必要がある。

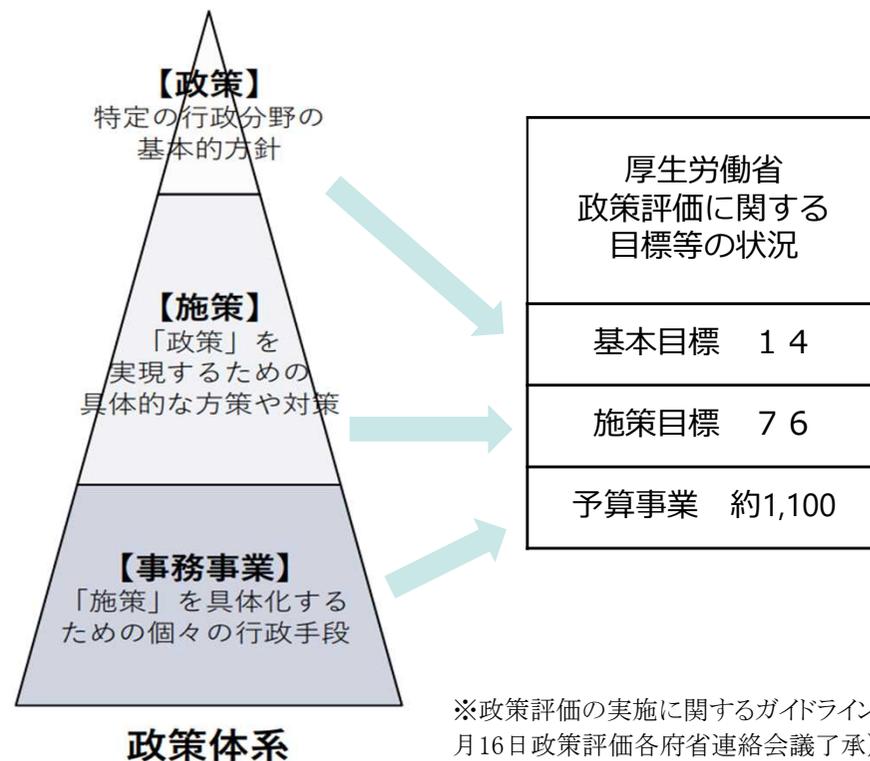
○厚生労働省の政策の特性

・国民生活に密着した幅広い分野を所掌し、各施策の対象者やその支援のあり方等も極めて多様であることから、政策の企画立案の単位も、細かく設定されている。

・施策目標（76）に位置づけられる予算事業数（1,100）は極めて多く、「事業」単位で作成される行政事業レビューシート（※）をもって、「施策」レベルの動向を評価分析することが難しいケースが多い。

※予算の支出先や用途の実態を把握し、改善の余地がないか点検を行い、その結果を予算要求等に反映する政府全体の取組。

厚生労働省所管の約1,100事業について外部有識者による点検を実施（5年で一巡）



<参考> 先行して基本計画を見直し、試行的取組が行われている他省庁の対応例

- ・「施策」単位での実績評価を維持している事例がある一方、
- ・新たに「事業」単位で作成する行政事業レビューシートをもって、各「施策」の評価書と位置づける事例や、政策評価の対象を大括り化し、「政策（狭義）」レベルを単位として実施する事例も存在する。

次期基本計画（令和9年度～）での対応の方向性（案）①

基本的な考え方

- 厚生労働省において、政策のマネジメント・サイクルを適切に回していくためには、引き続き、「施策」レベルで実績評価を行う形式を原則とすることが適当と考えられる。
 - ※基本計画で規定する政策体系については、政策評価を行う対象を定めるに当たり適切なものとなるよう、必要な見直しを不断に行う。
- その上で、今後、政策評価の結果に基づき、機動的に政策の見直し・改善が行われるように、政策評価の機能強化の観点で、必要な見直しを行っていく。

次期基本計画（令和9年度～）での対応の方向性（案）②

政策評価に関する基本方針の一部変更等を踏まえ、次期基本計画の策定に向け、下記の対応を検討していく。

1. 評価関連作業による資料等の活用の推進

【現状】

○基本方針の一部変更等により、他の評価関連作業による作成資料について、評価書としての代替、活用が推奨されている中で、令和6年度から、一部の施策については、別途、毎年度実施される関連評価作業による資料等を評価書として扱っている。

【次ページ参照】

(ア)独法評価や試験研究機関評価を行っているもの → それらの評価関連資料で代替

(イ)国際関係の施策（外部要因が大きく、施策の進捗を毎年度、定量評価すること自体が困難）→行政事業レビューシートで代替

【対応の方向性】

○上記の対応に加え、複数年（5年程度）に及ぶ基本計画等が策定され、それに基づき、具体的な施策が実施されている場合、当該基本計画の改定等に係る資料について、政策評価と実質的に同等のプロセスで作成されている場合、関連施策目標に係る評価書として代替を認める。（該当施策は、本有識者会議での審議等を行わない。）

（想定される要件）

- ・ 特定の政策・施策に係る現状・課題を整理した上で、一定期間内に目指すべき姿や、それに向けた具体的な取組の内容、効果測定指標などを盛り込んだ基本計画等が作成されている。
- ・ 外部有識者が参画する形で、当該計画等の作成・改定に向けた議論が行われている。
- ・ 計画の作成等が法律等に定められ、継続的に行われるものである。

○代替を認める具体的な施策目標については、次期基本計画の策定までの間に精査、決定する。

また、毎年度のモニタリングには、当該計画等のフォローアップ結果や、関連の行政事業レビューシートを活用する。

目標管理型の政策評価（実績評価方式）の在り方の見直しについて

政策評価に関する基本方針の一部変更及び政策評価の実施に関するガイドラインの一部改正を踏まえ、以下のとおり、一部の施策については行政事業レビュー等の評価関連作業において作成した資料を評価書として代替することとし、別途実績評価書の作成や、その前提となる事前分析表の毎年度の作成、政策評価に関する有識者会議での審議は行わないこととする。

国際関係の施策目標

- 国際関係の施策は、外部要因が大きいために、施策の進捗状況を毎年度定量的に設定し、評価すること自体が難しい。一方で、予算が国際機関等への拠出金や分担金等として適切に執行されているか、当該拠出金等がどのような用途に用いられているかを確認することは可能。
※予算の支出先や用途の実態を把握し、改善の余地がないか点検を行い、その結果を予算要求等に反映する取組。厚生労働省所管の約1,100事業について外部有識者による点検を実施(5年で一巡)。
- そのため、以下の施策目標については、行政事業レビュー（※）で作成したレビューシートを評価書として代替することとする。
 - X I - 1 - 1 : 国際機関の活動への参画・協力等を通じて、保健・労働等分野において国際社会に貢献すること
 - X I - 1 - 2 : 開発途上国の人材育成等を通じた国際協力を推進し、連携を強化すること

施策の実施主体が主として厚労省所管の独立行政法人又は試験研究機関である施策目標

- 厚労省所管独法については、毎年、有識者会議等で審議の上業績評価が実施されている。厚労省所管試験研究機関についても、毎年、研究評価委員会（※）で審議の上研究開発課題評価等が実施されている。 ※試験研究機関において組織。外部有識者から構成
- 所管独法又は試験研究機関が主な実施主体である施策目標の指標の状況は以下のとおりであり、評価が重複している。
 - 所管独法が主な実施主体である施策目標 : 政策評価で設定している指標と独法評価で設定している指標が重複。
 - 所管試験研究機関が主な実施主体である施策目標 : 研究開発課題評価の結果を政策評価の指標として設定。
- そのため、以下の施策目標については、独法評価や試験研究機関評価で作成した資料を評価書として代替することとする。
 - I - 4 - 1 : 政策医療を向上・均てん化させること ※国立高度専門医療研究センター等関係
 - I - 7 - 1 : 有効性・安全性の高い新医薬品等を迅速に提供できるようにすること ※医薬品医療機器総合機構(PMDA)関係
 - X II - 1 - 1 : 国立感染症研究所など国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること ※国立感染症研究所等関係
 - X II - 2 - 1 : 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施及び医薬品等の研究開発の促進並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること ※日本医療研究開発機構(AMED)等関係

厚生労働科学研究関係については、厚生科学審議会科学技術部会で政策評価の指標と同様の内容を踏まえて毎年評価を実施。

次期基本計画（令和9年度～）での対応の方向性（案）③

政策評価に関する基本方針の一部変更等を踏まえ、次期基本計画の策定に向け、下記の対応を検討していく。

2. 政策評価結果の意思決定過程での反映

【現状】

基本計画上、評価結果は、新たな政策の企画立案（組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等を含む。）、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用する旨を規定。



【対応の方向性】

・評価結果の意思決定過程での活用をさらに推進する観点から、政策評価のタイミングについて、できる限り、政策担当部局における政策の見直し・改善や、計画の改定等に向けた検討スケジュールとの連動を念頭に、実施年度を検討することとする。

※実施年度は、当該施策を取り巻く状況を精査の上、各年度の実施計画の策定を通じて決定。

次期基本計画（令和9年度～）での対応の方向性（案）④

政策評価に関する基本方針の一部変更等を踏まえ、次期基本計画の策定に向け、下記の対応を検討していく。

3. 政策評価の方式（評価書様式）について

【現状】

- ・「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」に示された統一様式に基づき、評価書（及びその前提となる事前分析表）の作成を行っている。
- ・併せて、現在の第5期基本計画期間から、有識者会議での議論に資するように、各施策に係るロジックモデルを意識した概要資料を別途、パワーポイント形式で作成。



【対応の方向性】

- ・政策評価の結果が、当該施策のその後の企画立案・改善プロセスをはじめ、幅広く活用されやすい環境づくりを進める観点から、評価書をより一般の方に理解しやすい、分かりやすい資料構成とする。
- ・現在、有識者会議用に作成している概要資料をベースに、評価書本体をパワーポイント形式（盛り込むべき要素は指定）で作成することとする。
- ・詳細は今後、次期基本計画の策定までの間に、さらに検討を進める。

次期基本計画（令和9年度～）での対応の方向性（案）⑤

政策評価に関する基本方針の一部変更等を踏まえ、次期基本計画の策定に向け、下記の対応を検討していく。

4. 分野横断評価について

【現状】

- ・現在の第5期基本計画から、複数の施策を跨がる分野横断的なテーマを総合的に評価する取組を開始。
- ・これまでに計3回実施。

令和4年度：就職氷河期世代への支援

令和5年度：障害者の就労支援のための雇用施策と福祉施策の連携強化

令和7年度：厚生労働省における施策の効果的な周知



【対応の方向性】

- ・個々人が抱える支援ニーズの多様化・複雑化に対応し、複数分野で連携したアプローチの重要性に変わりはなく、施策目標単位での実績評価を補完する取組として、分野横断評価の取組は重要であり、継続して取り組む。
- ・テーマについては、特定の複数施策目標を跨がるもののほか、厚生労働行政全般に関わる共通テーマも含め、柔軟に設定。
各政策を取り巻く動向を注視しつつ、テーマの検討・選定を行う。
- ・実施頻度は、次期基本計画の期間中、2回程度を目途とする。

(参考) 厚生労働省における政策評価に関する基本計画 (抜粋)

第7 事後評価の実施に関する事項

1 事後評価の対象とする政策及び評価方式

事後評価の対象とする政策及び評価方式については、以下のとおりとする。その他の具体的な事後評価の対象とする政策、評価方式等については、法第7条第1項の規定に基づき、毎年度策定する「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画」(以下「実施計画」という。)において定める。

(1) 政策体系に基づき対象とする政策

① 評価の単位

施策目標ごとに評価を行い、評価書等を作成することを原則とする。

② 評価予定(評価時期及び評価方式)の設定

実施計画において、施策目標ごとに、政策の特性や政策の見直し時期等を踏まえて、基本計画の期間中に全ての施策目標について事後評価の実施(以下「ローテーション」という。)ができるよう、概ねの時期及び評価方式を設定する。

③ 評価の対象とする政策

ローテーションで評価を実施するもののほか、以下のアからウまでに該当する場合は原則として事後評価の対象とする。

ア 政策の特性に応じて定期的な見直しを行う場合

イ 次のいずれかに該当し、かつ、当該年度において評価を実施することが適切であると認められる場合

なお、課題の選定及び評価に当たっては、審議会の答申や白書等による分析結果を積極的に活用するように努める。

a 施政方針演説等で示された内閣としての重要政策

b 厚生労働省の主要な制度の新設・改定等

ウ 指標の前年度までの進捗状況の把握(以下「モニタリング」という。)の結果や当該指標の推移により、評価を実施する必要性が生じた場合

(参考) 厚生労働省における政策評価に関する基本計画 (抜粋)

④ 評価方式

実績評価方式又は総合評価方式を基本とする(政策の特性や評価の目的等に応じて、適切に選択する。)。ただし、実質的に政策評価と同等の評価が行われていると認められる評価関連作業が存在する施策目標については、当該評価関連作業を経ることにより事後評価が行われたものとして扱い、当該評価関連作業において作成した資料を事後評価の評価書として代替して毎年度公表することとし、実績評価方式又は総合評価方式による評価は行わないこととする。なお、実績評価方式で評価を行う施策目標については、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)の2の規定に従い、施策目標ごとに毎年度、事前分析表を作成・公表する。

⑤ 政策体系及び指標並びに目標値の見直し (略)

(6) (1) から (5) までに掲げるもののほか、複数の施策目標にまたがり、厚生労働省内で分野横断的に実施している政策

総合評価方式を基本とする。

なお、厚生労働省内で分野横断的に実施している政策のうち、各年度に事後評価の対象とする政策については、第8に規定する政策評価に関する有識者会議の意見等を踏まえ、毎年度の実施計画において定める。

第9 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

1 評価結果の反映

(1) 評価結果は、新たな政策の企画立案(組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等を含む。)、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用する。

(2) 政策評価と予算・決算等の連携を強化するため、政策立案・評価担当参事官室は、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ必要な取組を推進するとともに、担当部局及び査定課と緊密な連携を図る。

2 反映状況の報告及び公表

毎年度一回、評価結果の政策への反映状況を公表する。